

## 【資料③】

### 組織再編計画 (案) (前期計画)

村 上 市



## 1 組織再編についての基本的な方向

### ① 定員管理

平成20年4月1日に合併しました本市は、982人の職員体制でスタートしましたが、いわゆる団塊の世代の大量退職を控え、この行政改革計画期間内である平成28年度末までに、356人の職員が定年退職を迎えます。

その際の定員管理については、合併に向けて作成しました合併市町村基本計画の中で、「各年度の退職者の7割分を減じます」と明記しており、退職者の3割の補充に留めることで合併のスケールメリットを十分活かし、人件費の削減に努めていくこととしています。

この組織再編計画の中でも、その考えを踏襲し、組織・人員のスリム化を図っていきます。

### ② 市民サービスの維持と効率化

本市の厳しい財政状況の中では、合併のスケールメリットによる人件費の削減は必要不可欠なもののですが、一方で、そのために市民サービスばかりにしわ寄せが出るようなことは避けなければなりません。

そのため、事務事業の見直しや施設管理の見直しなどの行財政改革を進めることはもちろんですが、組織体制を見直すに当たっても、毎年30～40人の職員が退職していく中で、先を見越した効率の良い体制を目指していきます。

### ③ 本庁・支所の体制

合併と同時にスタートした現在の本庁・支所体制については、合併から1年が経過し、事務分掌の明確化や、支所の決裁権限など、問題点やこれからの課題が見えてきています。

合併直後の本市ですが、これからの行財政改革を進めるに当たっても、まずは市役所内から率先して見直しを行い、本庁については合併の目的の1つである事務の効率化を重点に置き、組織や事務の集約を図り、また、支所については本庁の下部組織ではなく、地域に根差した最も身近な行政部署としての位置付けを明確化し、その地域に暮らす市民が利用しやすい組織となるよう、再編を行います。

## 2 具体的な改革方針

### ① 部制の廃止

行財政改革の計画期間である今後8年間の中で、356人の職員が定年退職し3割の補充に留めることから、全体で249人の減を予定しており、市の人口についても今後減少が予測される中で、組織規模、人口規模に見合った組織を作るため、また、いわゆる頭でっかちな組織を避けるためにも管理職を減らし、スリム化を図るために平成23年度から部制を廃止します。

既に、平成21年度から、行財政改革の取り組みとして、市民部、都市整備部、会計管理者、各支所長が課長兼務となっており、平成22年度においても退職に併せ、拡大していきます。

### ② 組織数の見直し

現在、市長部局では本庁で7部17課5室45係、各支所合わせて21課59係となっています。係の数が多くなればきめ細やかなサービスがしやすくなる一方、従来から批判されがちな縦割りの組織となり、手続きの煩雑さや担当職員の異動や休暇に伴ってサービスの質が落ちやすいなどのデメリットがあります。特にこれからの職員数の減によって2人係、1人係の増加が進むとよりその傾向が顕著になる恐れがあります。

また、現在の組織の中では、課・室・係の位置付けが曖昧なものになっており、係より少ない人数の課が存在するなど、それぞれの部署の事務量、またそれを所管する管理職の負担等に大きな差があります。

それらの現状と課題を踏まえ、以下の方針により、平成23年度からは本庁で15課18室20係、各支所合わせて16課29室とし、横の連携と、職員減や新たな行政ニーズに柔軟に対応できる組織体制にします。

- (1) 職員の減少に合わせた係の統合・・・「室への移行」
- (2) 縦割りから横断的な組織への移行
- (3) 課長、係長の事務量の平準化

また、現在曖昧な室と係については、下記のとおりとします。

|                  | 室                                   | 係                   |
|------------------|-------------------------------------|---------------------|
| 職・職員数の目安<br>(基準) | 10人～5人                              | 5人未満                |
|                  | 室長(補佐級)を1人置く。<br>職名としての係長は何人いても構わない | 係長1人<br>他は主査、主任、主事等 |

同様に、各行政委員会事務局、水道事業、消防本部においても例外なく再編を行い、簡素で効率的な組織体制を整備します。

### ③ 支所機能の見直し

支所の在り方については、市民の皆様から、また行政内部からも、様々な意見をいただいています。その中で多いのは、「合併前では役場に行けば解決した地域の用事も支所になったら解決できなくなった」、「もっと支所にも権限を与えたらどうか」といった声です。

また、行政内部でも本庁・支所間での事務分掌の重複や、連携不足などにより、本来必要ないはずの事務が発生し、合併の目的である事務の効率化が必ずしも図られていない現状もあり、今一度改めて役割分担を明確にする必要があります。

そうしたことから支所機能の在り方については、「利用しやすい窓口サービス部門」と、「地域に根差した自治振興部門」に重点を置き、行政内部事務などの集約できるものについては、本庁への更なる集約を進め、一方、地域の課題や地域自治活動などについては、最も身近な支所が中心となり、完結できるよう組織再編を行います。

### ④ 協働のまちづくりの推進

現在、本市では、様々な歴史や文化がある地域の特性を効果的に活用しながら地域を活性化していくため、地域を構成する市民、各種団体、事業者などと協力・連携を図ることのできる「協働のまちづくり」システムの構築、体制の整備を進めており、そのための組織体制として、本庁に自治振興課を新設するとともに、各支所にも自治振興室を設置し、それぞれの地域に合った協働のまちづくりを推進する体制を整備します。

### ⑤ 市民にとって分かりやすい組織・機構

組織の再編や、係の統廃合については、窓口を利用する市民の方が利用しやすい体制となるよう、整備をする必要があります。

組織体制については、庁舎の構造上限界もありますが、市民の利便性を考慮し、各種申請手続きや相談窓口などはなるべく庁舎1階(本庁は2階)で完結できるよう再編を行います。

また、係の名称についても、「年金・人権・子育て」などの市民にとって分かりやすい名称はそのまま残し、利用しやすい組織となるよう係の統廃合を行います。

### ⑥ 外郭団体等への職員関与の適正化

現在、外郭団体等の事務局については、活動の促進や団体設立時の負担軽減などの意味合いから行政で担当してきたものが多くあります。

しかし、団体設立時の負担軽減など、当初目的が達成した後も、継続して行政が事務局になっているものや、合併前の旧市町村の内容をそのまま支所で引き継いでいるものなど、各団体に対する行政関与の公正性や、業務集約の観点から統一した基準で見直しを行う必要があります。

団体の自立を促す面からも、事務局に対する行政の関与は極力なくすこととし、事務局の移管を進めます。また、外郭団体等への市職員の恒常的な派遣については廃止します。

以上の改革方針を踏まえ、本市は別表のとおり、平成23年度に組織再編を行います。

### 3 再編内容説明

- ・ 議会事務局

現在、庶務係と議事係に分けられており、各2人体制となっていますが、その係名が無くなっても利用する市民に影響が出ないことから、具体的改革方針に基づき、1つの事務局として横断的な体制とします。

- ・ 総務課

庶務係については、あくまでも内部事務的な名称であり、また現在各課において設置してある課と設置してない課に分かれているため、他の課と併せ、原則として庶務係という名称は廃止することとし、名称を総務係とします。

防災係については、現在所管している事務分掌のうち、消防団に関することについて消防本部の所管とします。また、防災のみならず、新型インフルエンザなどの緊急時に対応する係であることから、危機管理係と名称を変更します。

また、村上地区の岩船連絡所及び上海府連絡所に対応している、住民票や戸籍関係の交付については、連絡所でのサービスの範囲が限定されており、各支所でサービスが受けられることから取り扱わないこととし、その他の地域支援業務については新設する自治振興課の所管とします。

- ・ 財政課

現在、政策推進課の行政改革係が所管している行政改革大綱等の進捗管理については、今後より一層、財政状況等を考慮しながら進めていく必要があるため、財政課の所管とし、行政経営係と名称変更をして、計画だけでなく、その管理・財政運営にも力を入れることとします。

- ・ 政策推進課

現在のまちづくり推進室については、まちづくりという名称から幅広い分野の業務に関わっており、かえって何を所管しているのか分かりづらくなっています。そこで、いわゆる企画・政策部門を所管する部署としての位置づけをはっきりさせるために、企画政策室と名称変更し、広報広聴係についても統合します。

その他、現在まちづくり推進室で所管している、まちづくりや地域振興の部門や公共交通部門については、新設する自治振興課の所管とし、協働のまちづくりを推進していく体制を整備します。

また、現在7人体制と小規模な情報政策課を統合し、情報化推進室を設置し、企画部門や広報広聴部門とも連携の取りやすい体制とします。

- ・ 自治振興課

これから本市が目指していく協働のまちづくりを推進していくための部署を新設します。

また、同じく地域と密接に関わる本市の新しい公共交通体制を整備していく公共交通係を新設し、自治振興、地域協働、まちづくりを所管する部署とします。

村上地区の連絡所や地区公民館については、既に地域活動の拠点となっていることから、自治振興課の所管とし、新しい体制、制度の中で施設活用を図ります。

- ・ 税務課

現在、収納対策室の中に徴収係と管理係が置かれていますが、具体的改革方針に基づき、収納対策室で一本化し、横断的な体制とします。

- ・ 市民課

現在、市民・年金係は9人配置されており、1つの係として最も多くの職員を抱えています。そのため、具体的改革方針に基づき、市民年金室とします。

- ・ 環境課

現在、課の名称は環境衛生課となっていますが、「環境」に対する取り組みを強調する意味から、名称を環境課とします。

- ・ 保健医療課

現在、国保係と後期高齢者医療係に分かれていますが、業務自体は同じ国民健康保険についてであり、窓口の一本化と横断的な体制整備のため、国保室として統合します。

健康増進係と予防医療係については、その業務内容が深く結び付いている部分も多く、また現在健康増進係にのみ保健師が配属されていますが、係を統合し健康支援室とすることで、より横断的で柔軟な体制とします。

- ・ 介護高齢課

現在、認定審査係は消防庁舎内に事務所を持ち、離れた体制となっていますが、介護保険係と統合し窓口を一本化させ、介護保険室として横断的な体制とします。

- ・ 福祉課

現在、5つの係を所管していますが、具体的改革方針に基づき、福祉政策室と子育て支援室の2室に統合し、横断的な体制とします。

福祉政策室は庶務管理係、障害福祉係、援護係を統合し、福祉関係全般を所管します。また、子育て支援室については、子ども福祉係と保育園係を統合し、主に保育園内に設置している子育て支援センターを1つの室で所管するなど、「子育て」に関する窓口の一本化により、市民が利用しやすい体制となるよう整備します。

課の名称については、社会福祉課からシンプルに福祉課とし、現在、福祉保健部に設置している社会福祉事務所についても部の廃止により福祉課に設置します。

- ・ 農林水産課

現在の農村整備係は2人体制であり、農政係と統合することで横断的な体制とし、農業全般を担当する農業振興係とします。

林政係と水産漁港係についても、それぞれ林業振興係、水産振興係と名称を揃え、分かりやすい組織体制とします。

- ・ 商工観光課

現在の企業対策係について、企業という名称が強調されていますが、この不況の中、雇用全体に関わる部署であることを強調するために雇用促進係とし、市民にとって分かりやすい名称とします。

施設物産係について、行財政改革の推進により、施設の民間委託が進むことから、観光や交流と合わせたより横断的な体制とするために、観光企画係に統合し観光交流室とします。

- ・ 都市整備課

現在の建設課と都市計画課を統合し、1つの課とします。

現在、建設課には工務係と維持管理係、都市計画課には計画係と建築住宅係の計4係がありますが、それらを整備室、管理室、計画室の3室とし、より横断的で柔軟な体制とします。

また、現在は本庁機能がない国土調査係についても本庁・支所機能の見直しに合わせて管理室の所管とし、市全体の計画の中で推進していく体制とします。

- ・ 会計課

現在、会計係と審査係に分けられていますが、その係名が無くなっても利用する市民に影響が出ないことから、具体的改革方針に基づき、1つの係として横断的な体制とします。

- ・ 下水道課

集落排水事業の整備が平成22年度で完了予定のため、現在の下水道係と集落排水係を統合した工事係とし、公共下水道事業の整備と併せて、集落排水事業の改築更新や大規模修繕などの工事部門を専門とした係とします。

また、工事部門以外の業務についてを所管した管理業務室を設置し、横断的な体制とします。

- ・ 水道局

下水道課と同様に工事係と管理業務室の1室1係とし、横断的な体制とします。

- ・ 学校教育課

原則として庶務係は廃止しますが、ここでは教育委員会全体の庶務業務や小中学校との事務連絡など、所管する業務が多く、他の係と統合することが適当でないため、庶務係としてそのまま残すこととします。

- ・ 生涯学習課

現在、生涯学習課、スポーツ振興課、文化行政課の3課となっていますが、広く村上市としての生涯学習全般を振興していくため、また、各課の人員が少ないこともあり、具体的改革方針に基づき生涯学習課1課に統合し、それぞれ社会教育推進室、スポーツ推進室、文化行政推進室



の3室体制で横断的に推進していく体制とします。

- ・ 農業委員会事務局

現在、職員5人の体制であることから、具体的改革方針に基づき、局長については農林水産課長兼務とし、密接に関係している農林水産課と統合するかたちとします。

また、現在は農業振興係と農地係の2つに分けられていますが、各2人体制であり、他の行政委員会事務局と併せ、1つの事務局として横断的な体制とします。

- ・ 選挙管理委員会事務局

現在、係は1つだけで特に必要なものではないため、他の行政委員会事務局と併せ、係は設けず事務局のみの体制とします。

- ・ 監査委員事務局

現在、係は1つだけで特に必要なものではないため、他の行政委員会事務局と併せ、係は設けず事務局のみの体制とします。

#### 《消防本部》

- ・ 総務課

合併により消防本部も、市の組織の一部となったことから、現在、総務課防災係で所管している消防団に関する事務について消防本部の所管とし、これまで以上に消防本部、分署、地域の消防団の連携を強化します。

また、教育委員会と同様に、消防本部全体の庶務業務に係る部署であるため、庶務係をそのまま残すこととします。

- ・ 警防課

現在の指令課を統合し、新たに指令室を設けます。

指令課については、8人と人数が少ないこと、また県内の消防組織でも課ではなく室体制が多くあることから警防課に統合するかたちとし、また、現在は指令第1係と指令第2係に分かれています。内部事務的な分け方であるので、他の課と同様に1つの室とし、分かりやすい体制とします。

- ・ 消防署

現在は防災安全第1係と防災安全第2係に分かれています。内部事務的な分け方であるので、他の課と同様に1つの室とし、分かりやすい体制とします。

#### 《各支所》

支所についても本庁部署と同じく、1人、2人係の増加が見込まれます。その人数の中で、窓口業務など支所で必要とされているサービスを効率良く行っていくために、全ての係を廃止し、室体制とします。

- ・ 地域振興課

本庁の自治振興課と同様に、各支所についても協働のまちづくりを推進していく自治振興室を設置し、支所の在り方でも謳った「地域に根差した自治振興部門」を行っていく体制を整えます。

- ・ 市民生活課

税務係、市民・年金係、生活環境係を統合し、市民生活室とし、ワンストップ型の窓口サービスと、転入転出時期、納税証明発行時期、申告相談時期などの業務が集中する時期について、柔軟に対応できる体制とします。

- ・ 地域福祉課

現在、4つの係となっていますが、具体的改革方針に基づき、保健室と福祉室の2室に統合し、横断的な体制とします。

- ・ 産業建設課

産業課と建設水道課を統合し、産業建設課とします。

市民に直接の関わりがない分掌事務から順次本庁に集約し、効率的な体制としていきます。

- ・ 教育委員会 教育事務所

現在、3つの係がありますが、それぞれ1人、2人体制であること、また体育施設等について指定管理者制度の活用が進んでいることから、係を廃止し、教育事務所として横断的な体制とします。

- ・ 農業委員会事務所

本庁と同様に支所では産業建設課が兼務し、統合するかたちとします。

- ・ 村上水道事務所上下水道室

現在、村上支所水道課については、村上地区の下水道事業が整備途中であることから、他の支所とは異なり水道課として独立していますが、現在でも7人体制と小規模であることから、他の支所体制と同様に上下水道室とします。

#### 4 平成23年度までの組織体制

- ・ 国体課の廃止

新潟国体の終了に合わせ、平成21年10月に規模を縮小し、平成22年4月1日時点で廃止します。

- ・ 自治振興室の設置

平成23年度から本庁に自治振興課を新設し、また各支所にも自治振興室を新設して、協働のまちづくりを推進していく体制を整備しますが、その準備段階として、まちづくり基本条例や協働のまちづくり計画の作成や、協働のまちづくりに対する周知、職員の研修等を行う自治振興室を、平成22年4月1日から本庁に設置します。

- ・ 公共交通係の設置

各地域の要望や必要性を検証し、本市の新しい公共交通体制を整備していく公共交通係については、現在まちづくり推進室の所管となっていますが、平成22年度に法定協議会を立ち上げ、地域公共交通総合連携計画を策定することから、平成23年度の組織再編の前に係を新設し、早急に取り組んでいける体制を整備します。

## 5 後期計画にむけて

この前期計画での組織再編については、あくまでも第1段階に過ぎず、8年間の計画終了時である平成29年4月1日時点、約700人の職員体制を見越した中での再編であり、平成25年度～28年度の計画である後期計画の中で更なる組織再編が必要になってきます。

現在、本市では平成29年4月1日時点での支所の人員については、約35人体制を考えており、この前期計画でも謳っている「利用しやすい窓口サービス部門」と、「地域に根差した自治振興部門」の2つに特化した地域のための部署として支所を位置づけています。

また、行政改革大綱にも謳われている「協働のまちづくり」については、これからの自治体と地域にとって最も重要な施策であり、そのための部署である自治振興課及び各支所の自治振興室については、協働のまちづくりの推進に伴い、更なる人員・体制の強化を後期計画の中で図る予定にしています。

後期計画については、平成23年の組織再編が行われた後、その進捗状況や問題点を洗い出し、平成24年度中に作成する予定ですが、その時点には現在国で調整が進められている地方分権についての勧告や制度改正が行われている予定であり、その内容によっては、大幅な事務の増加も予想されます。

そのため、平成23年度の組織再編については、改革の終了ではなく、始まりだという意識を強く持ち、他の行財政改革の進捗状況や地方分権のゆくえ等を把握した上で、次の組織再編の議論を進めていく必要があります。そのためにも本計画の進捗管理については、市役所内部の評価と、行政改革推進委員会による外部評価を行い、市民の理解を得ながら、より良い後期計画の策定に繋げる必要があります。